

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	火災通報装置に関する基準の見直し		
担当当局	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523	e-mail: yobo@soumu.go.jp
評価実施時期	平成27年12月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 IP電話回線を使用する火災通報装置の設置を可能とすることで、火災通報装置の設置者において使用する電話回線につき選択肢の幅を広げ、円滑な当該装置の導入を促進し、火災発生時により迅速かつ適切に消防活動が行われるようにし、ひいては、施設利用者等の生命、身体及び財産に対する被害の拡大を最小限に抑えることを目的とする。</p> <p>【内容】 IP電話回線を使用する火災通報装置の設置を可能とするため、アナログ電話回線を使用するものと同等の防火安全性能を十分に確保しつつ、IP電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準を新たに定める。</p> <p>【必要性】 近年のIP電話回線の普及に伴い、IP電話回線に対応した火災通報装置の設置に係る環境整備が望まれているため、IP電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準を定める必要がある。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容</p>		
	消防法施行規則第25条第3項、火災通報装置の基準第3		
想定される代替案	代替案は想定されない。		
規制の費用	費用の要素		
	(遵守費用)	基本的に、既存の火災通報装置の設置者にとって、新たに費用が発生することはない。常用電源をコンセント等からとる火災通報装置の設置者及び火災通報装置の製造者についても、新たに生じる費用は限定的である。	
	(行政費用)	消防機関等の関係行政機関や今回の改正によって影響を受ける施設の事業者等への制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生するが、当該費用は限定的である。	
	(その他社会的費用)	特段発生しない。なお、IP電話回線を使用する火災通報装置は、アナログ電話回線を使用するものと比較して同等の防火安全性能を確保できるものであるから、火災通報装置の設置された防火対象物の利用者にとっても、不利益を受けるものではない。	
規制の便益	便益の要素		
	<p>【遵守便益】 火災通報装置の設置者にとっては、アナログ電話回線又はIP電話回線のどちらを使用することもできるようになり、特に、IP電話回線を一般電話機等に使用している既存の施設に新たに火災通報装置を設置する場合には、新たにアナログ電話回線を導入する工事を行う必要がなくなるため、設置費用の低廉化が見込まれ、経済的な負担が軽減される。</p>		
	<p>【行政便益】 新たに火災通報装置の設置が義務づけられる小規模な医療施設等において、円滑な当該装置の導入を促進することができ、火災発生時により迅速かつ適切に消防活動が行われることが期待される。</p>		
	<p>【その他の社会的便益】 施設利用者等の生命、身体及び財産に対する被害の拡大を最小限に抑えることができる。</p>		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正により、火災通報装置の設置者及び製造者に生じる新たなコスト負担並びに関係行政機関の負担は限定的であり、従来のアナログ電話回線を使用するものと比べ防火安全性能も同等であるため、防火対象物の利用者にとってもデメリットがない。一方で、当該装置の設置者にとって、火災通報装置導入時の経済的負担の軽減という点でメリットがあり、また、それに伴い、円滑に当該装置の導入が促進され、火災発生時により迅速かつ適切に消防活動が行われるようになり、ひいては、施設利用者等の生命、身体及び財産に対する被害の拡大を最小限に抑えられると考えられる。以上を総合的に勘案すると、当該規制の見直しは適切である。		
有識者の見解その他関連事項	消防庁が設置した「有床診療所・病院火災対策検討部会」(部会長: 室崎益輝 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)において、IP電話回線への対応の必要性について指摘された。また、一般財団法人日本消防設備安全センターにより設置された「火災通報装置の基準検討委員会」(委員長: 小野隆 日本大学理工学部教授)において、IP電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準について、消防機関からの呼び返し信号を確実に受信するための基準改正や確実な電源供給のための基準改正等が必要であるとされた。		
レビューを行う時期又は条件	今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。		
備考			